

要　望　書

森林部門技術士会
(公社)日本技術士会森林部会

令和3年10月18日

林野庁長官 天羽 隆 様

森林部門技術士会
会長 根橋 達三

日本技術士会森林部会
部会長 城土 裕

技術士（森林部門）の活用等について

貴職におかれましては、日頃より「森林部門技術士会」及び「公益社団法人日本技術士会森林部会」（以下「本会」という。）の活動につきまして、格別のご高配、ご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご承知のように、技術士は、科学技術分野における専門的知識及び応用能力を有する技術者として、技術士法に基づいて認定された最高レベルの国家資格であり、本会は、技術士としての技術・識見及び技術者倫理を通じて広く森林・林業分野における社会的貢献を目指しております。

つきましては、下記事項をご勘案頂き、技術士（森林部門）の幅広い活用等の実現に特段のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

記

1 技術士（森林部門）の3専門分野の積極的活用等

技術士（森林部門）は、「林業・林産」、「森林土木」及び「森林環境」の3専門分野を包含しており、「森林・林業基本計画」に基づく「2050年カーボンニュートラルに寄与する森林・林業・木材産業によるグリーン成長の実現」に向けて、森林資源の適正な管理・利用、

「新しい林業」に向けた取組、木材産業の競争力の強化等のほか、昨今の自然災害の多発化傾向を踏まえた減災・防災・復旧への取組をはじめとする行政目標の達成とともに、森林・林業技術者全般の地位の向上等を図るため、以下の業務における積極的な活用や登用等に特段のご配慮を頂きたい。

また、森林環境譲与税を財源として、都道府県や市町村が実施する森林整備の促進やこれに係る「地域林政アドバイザー制度」の活用等に当たっても技術士（森林部門）との密接な連携が重要であり、これら事業の実施に当たっても都道府県や市町村からの活用要望の提出・提案がより多くなされるようご配慮願いたい。

- (1) 森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定のほか、これまで取り組んできた地域森林計画、市町村森林整備計画及び森林経営計画の策定とともに、林地台帳整備等を通じた地籍調査や境界明確化、山地保全・森林生態系保全等に係る研究・調査等に係る企画及び技術指導等の業務

- (2) CLT に代表される新たな木材製品の開発と実用化、地域材利活用及び木質バイオマスの利用の促進、SCM（サプライチェーンマネジメント）の構築等が喫緊の課題となっている中で、研究機関、木材産業分野の事業体等における企画及び技術指導等の業務
- (3) 公的機関及び指定管理者等における専門技術者、技術的知見に基づき政策・制度の意見具申等を行う各種審議会等の委員、及び人材育成に向けた講師等としての業務

2 行政目標達成及び総合評価方式等に対応しての技術士の優先活用等

技術士（森林部門）は、技術者倫理に基づく行動規範を遵守するとともに CPD（継続研鑽）により社会経済の発展の中で新たな技術能力の習得に努めており、以下のような観点から、今後とも技術士（森林部門）の優先的活用方策や配置の義務化等についてご配慮願いたい。

- (1) 補助事業、委託事業の採択に当たっては、「林業・林産」、「森林土木」及び「森林環境」の森林部門技術士の専門性を十分評価され、行政目標の達成に向けて優先的かつ積極的な活用を図ること
- (2) 各種事業の調査・設計及び施工管理等の業務において、品質確保等の観点から総合評価、企画公募等の方式の採用が拡大しており、当該業務における技術士（森林部門）の役割について、その評価段階において積極的に位置づけること

3 技術士試験の受験奨励

森林・林業行政目標の達成や成果品の品質確保、及び森林・林業技術者全般の地位の向上等を図るため、広く民間企業・団体等に対しても技術士試験（一次試験を含む）の受験奨励に特段の配慮を頂きたい。

4 継続教育（CPD）の積極的評価

技術士（森林部門）は、今般、文部科学省令改正により公益社団法人日本技術士会が開始した「技術士 CPD 活動実績の管理及び活用制度」に基づく「技術士（CPD 認定）」として、あるいは公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センターの森林分野 CPD（JAFEE-CPD）会員として日夜研鑽に努めており、総合評価等による契約方式が拡大しつつある中で、これら CPD に積極的に取り組んでいる技術士について、的確に技術点評価がなされるよう一層の配慮を頂きたい。

以上